

農林水産省協同組合等検査基本要綱

平成23年 9 月 1 日付け23検査第 1 号

農林水産省大臣官房検査部長通知

(最終改正：令和 7 年 4 月 1 日)

第 1 定義

1 この要綱において、「検査対象者」とは、次に掲げる者の総体をいう。

- (1) 農業協同組合、農業協同組合連合会、都道府県農業協同組合中央会（組織変更後連合会）及び農事組合法人並びに農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第92条の 8 第 1 項に規定する指定信用事業等紛争解決機関（当該指定信用事業等紛争解決機関から業務の委託を受けた者を含む。）及び同法第92条の 9 第 1 項に規定する指定共済事業等紛争解決機関（当該指定共済事業等紛争解決機関から業務の委託を受けた者を含む。）
- (2) 森林組合、生産森林組合及び森林組合連合会
- (3) 漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会及び共済水産業協同組合連合会並びに水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第120条第 1 項に規定する指定信用事業等紛争解決機関（当該指定信用事業等紛争解決機関から業務の委託を受けた者を含む。）及び同法第121条第 1 項に規定する指定共済事業等紛争解決機関（当該指定共済事業等紛争解決機関から業務の委託を受けた者を含む。）
- (4) 農業共済組合、農業共済組合連合会及び農業保険法（昭和22年法律第185号）第107条第 1 項に規定する共済事業を行う市町村並びに同法第114条第 1 項及び第188条第 1 項に規定する受託者
- (5) 漁船保険組合
- (6) 漁業共済組合及び漁業共済組合連合会並びに漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第68条に規定する受託者
- (7) 土地改良区、土地改良区連合、土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第 1 項の規定により土地改良事業を行う同法第 3 条に規定する資格を有する者及び土地改良事業団体連合会
- (8) 農林中央金庫及び農林中央金庫法（平成13年法律第93号）第95条の 6 第 1 項第 8 号に規定する指定紛争解決機関（当該指定紛争解決機関から業務の委託を受けた者を含む。）
- (9) 農業信用基金協会及び農業信用保証保険法（昭和36年法律第204号）第55条に規定する受託者
- (10) 漁業信用基金協会及び中小漁業融資保証法（昭和27年法律第346号）第

65条に規定する受託者

- (11) 中央卸売市場を開設する者
- (12) 農水産業協同組合貯金保険機構及び農水産業協同組合貯金保険法（昭和48年法律第53号）第46条第1項に規定する受託者
- (13) 独立行政法人農林漁業信用基金及び独立行政法人農林漁業信用基金法（平成14年法律第128号）第20条第1項に規定する受託者
- (14) 株式会社日本政策金融公庫、株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号）第59条第1項に規定する受託法人及び同法第11条第2項に規定する指定金融機関
- (15) 商品先物取引法（昭和25年法律第239号）第2条第4項に規定する商品取引所、その子会社（同法第3条の2第3項に規定する子会社をいう。以下この号において同じ。）及びその会員等（同法第2条第20項に規定する会員等をいう。）、同法第2条第11項に規定する商品取引所持株会社及びその子会社、同条第18項に規定する商品取引清算機関及びその清算参加者（同条第19項に規定する清算参加者をいう。）、同条第23項に規定する商品先物取引業者、同条第29項に規定する商品先物取引仲介業者、同法第86条の2第1項に規定する対象議決権保有届出書の提出者、同法第96条の21第1項に規定する株式会社商品取引所の主要株主、同条第2項に規定する株式会社商品取引所の保有基準割合以上100分の50以下の数の対象議決権を保有する金融商品取引所及び金融商品取引所持株会社、同法第96条の29に規定する対象議決権保有届出書の提出者、同法第96条の33第1項に規定する商品取引所持株会社の主要株主、同条第2項に規定する商品取引所持株会社の保有基準割合以上100分の50以下の数の対象議決権を保有する金融商品取引所、同法第96条の43に規定する株式会社商品取引所を子会社とする金融商品取引所及び金融商品取引所持株会社並びに商品取引所持株会社を子会社とする金融商品取引所、同法第241条第1項に規定する商品先物取引協会及び同法第244条第2項に規定する協会員、同法第270条に規定する委託者保護基金（その会員を含む。）、同法第331条第2号に規定する第一種特定施設開設者、同条第3号に規定する第二種特定施設開設者並びに同法第349条第1項に規定する特定店頭商品デリバティブ取引業者
- (16) 商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成3年法律第66号）第2条第4項に規定する商品投資顧問業者及び同法第35条に規定する商品投資販売業者
- (17) 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構
- (18) 農業協同組合法第92条の5の3第1項に規定する特定信用事業電子決済

等代行業者（当該特定信用事業電子決済等代行業者から業務の委託を受けた者を含む。）及び同法第92条の5の8第1項に規定する特定信用事業電子決済等代行業を営む電子決済等代行業者（当該電子決済等代行業者から業務の委託を受けた者を含む。）、水産業協同組合法第111条第1項に規定する特定信用事業電子決済等代行業者（当該特定信用事業電子決済等代行業者から業務の委託を受けた者を含む。）及び同法第116条第1項に規定する特定信用事業電子決済等代行業を営む電子決済等代行業者（当該電子決済等代行業者から業務の委託を受けた者を含む。）並びに農林中央金庫法第95条の5の3第1項に規定する農林中央金庫電子決済等代行業者（当該農林中央金庫電子決済等代行業者から業務の委託を受けた者を含む。）及び同法第95条の5の9第1項に規定する農林中央金庫電子決済等代行業を営む電子決済等代行業者（当該電子決済等代行業者から業務の委託を受けた者を含む。）

- (19) 農業協同組合法第93条第2項に規定する子会社及び信用事業受託者並びに同法第11条の19第1項第4号に規定する共済代理店、森林組合法（昭和53年法律第36号）第110条第2項に規定する子会社等、水産業協同組合法第122条第2項に規定する子法人等及び信用事業受託者並びに同法第15条の4第1項第4号に規定する共済代理店並びに農林中央金庫法第83条第2項に規定する子法人等及び農林中央金庫から業務の委託を受けた者並びに同法第95条の2第3項に規定する農林中央金庫代理業者
- 2 この要綱において「実地検査」とは、検査対象者の事務所、倉庫、事業場その他検査対象者の業務に直接又は間接に関係のある場所に臨検して行う検査をいう。
- 3 この要綱において「書面検査」とは、検査対象者の事務所、倉庫、事業場その他検査対象者の業務に直接又は間接に関係のある場所に臨検することなく、提出された資料を検証し、電話、メール等の活用により行う、検査対象者と対面しない検査をいう。
- 4 この要綱において「隔時検査」とは、現物の検査後、日を隔てて行う検査をいう。
- 5 この要綱において「即時検査」とは、現物の検査に引き続き他の部分について行う検査をいう。

第2 検査の目的

1 検査の趣旨

次に掲げる法律の規定により検査対象者に対して行政庁が行う検査（以下

「検査」という。)は、検査権に基づく実態検討を基礎として、検査対象者に対する個別の指導監督の実を挙げ、もって検査対象者の正常な事業運営を促進することを本旨とする。

- (1) 農業協同組合法第11条の25において読み替えて準用する保険業法（平成7年法律第105号）第305条第1項、農業協同組合法第92条の4において読み替えて準用する銀行法（昭和56年法律第59号）第52条の54、農業協同組合法第92条の5の9において読み替えて準用する銀行法第52条の61の15、農業協同組合法第92条の8において読み替えて準用する銀行法第52条の81、農業協同組合法第92条の9において読み替えて準用する保険業法第308条の21及び農業協同組合法第94条第1項から第5項まで
- (2) 農業保険法第209条第1項から第3項まで
- (3) 水産業協同組合法第15条の10において読み替えて準用する保険業法第305条第1項、水産業協同組合法第108条において読み替えて準用する銀行法第52条の54、水産業協同組合法第117条において読み替えて準用する銀行法第52条の61の15、水産業協同組合法第120条において読み替えて準用する銀行法第52条の81、水産業協同組合法第121条において読み替えて準用する保険業法第308条の21及び水産業協同組合法第123条第1項から第5項まで
- (4) 土地改良法第132条第1項（同法第84条において準用する場合を含む。）及び第2項
- (5) 商品先物取引法第86条の3第1項、第96条の21第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）、第96条の30第1項、第96条の33第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）、第96条の39第1項（同法第96条の43において準用する場合を含む。）、第157条第1項及び第2項、第184条第1項、第231条第1項及び第3項、第240条の22第1項、第263条第1項、第322条第1項、第338条第1項（同法第345条において準用する場合を含む。）並びに第349条第5項
- (6) 漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第85条
- (7) 中小漁業融資保証法第66条
- (8) 農業信用保証保険法第56条
- (9) 漁業災害補償法第69条から第71条まで
- (10) 卸売市場法（昭和46年法律第35号）第12条第2項
- (11) 農水産業協同組合貯金保険法第46条第1項並びに第117条第1項及び第2項
- (12) 森林組合法第111条第1項から第5項まで

- (13) 商品投資に係る事業の規制に関する法律第30条第1項（同法第37条において準用する場合を含む。）
- (14) 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成8年法律第118号）第42条第5項において読み替えて準用する銀行法第52条の54
- (15) 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第64条第1項及び独立行政法人農林漁業信用基金法第20条第1項
- (16) 農林中央金庫法第84条第1項及び第2項、同法第95条の4において読み替えて準用する銀行法第52条の54、農林中央金庫法第95条の5の10において読み替えて準用する銀行法第52条の61の15並びに農林中央金庫法第95条の8において読み替えて準用する銀行法第52条の81
- (17) 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）第16条第1項
- (18) 株式会社日本政策金融公庫法第59条第1項及び第2項
- (19) 犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（平成19年法律第133号）第36条第1項及び第2項
- (20) 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成23年法律第113号）第42条第1項
- (21) 民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成28年法律第101号）第44条第1項及び第2項
- (22) 預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律（令和3年法律第39号）第21条第1項
- (23) 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和4年法律第43号）第58条第2項

2 検査の視点

(1) 合法性

定款、規約、諸規程等の整備状況及び法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款、規約、諸規程等の遵守状況を検討する。

(2) 合目的性

農業協同組合法第7条、農業保険法第1条、水産業協同組合法第4条、土地改良法第1条、商品先物取引法第1条、漁船損害等補償法第1条、中小漁業融資保証法第1条、農業信用保証保険法第1条、漁業災害補償法第1条、卸売市場法第1条、農水産業協同組合貯金保険法第1条、森林組合法第4条、商品投資に係る事業の規制に関する法律第1条、農林中央金庫法第1条、独立行政法人農林漁業信用基金法第3条、犯罪による収益の移

転防止に関する法律第1条、株式会社日本政策金融公庫法第1条、犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律第1条、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第1条、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律第1条、預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律第1条及び経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第1条の規定並びに定款等に検査対象者が定めた業務又は事業目的に合致した運営がなされているかどうかを検討する。

(3) 合理性

業務及び会計が経済性又は効率性の観点からみて、合理的に運営されているかどうかを検討する。

3 検査すべき事項

(1) 業務運営の状況

(2) 資産及び負債並びに損益の状況

第3 検査により達成すべき事項

1 合法性の検討並びに不正、不当行為等の予防及びその是正

検査対象者における法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款、規約、諸規程等の違反の有無を検討することにより、運営当事者を常に緊張自省させ、不正、不当行為又は誤びゅうの発生を未然に防止するとともに、現に発生したものについては、速やかにその是正を図らせる。

2 合目的性及び合理性の検討並びに組織強化及び業務改善の促進

検査対象者の組織及び運営の適否を検討し、財産の内容を明らかにして、合目的性からの遊離、合理性の欠如が認められる場合には、運営当事者に、早期にその改善刷新を図らせる。

3 監事等の機能発揮

検査を機会に、監事又は監査役（以下「監事等」という。）の現地指導を行い、その機能の発揮を促進する。

第4 検査の実施において配意すべき基本的指針

適切な検査を実施するため、検査官及び検査に従事する職員（以下「検査員」という。）は、検査の実施に当たり、特に以下の点に配意する。なお、その際には、機械的・画一的な運用ではなく、検査対象者の規模、特性等に配慮した柔軟な対応をとるものとする。

1 重要なリスクに焦点を当てた検証

検査開始前、検査中を通じて、入手した情報や検証内容を基に、各検査対象者の持つリスク（潜在的リスクを含む。）の所在を分析し、重要なリスクに焦点を当てたメリハリのある検証に努める。

2 問題の本質的な改善につながる深度ある原因分析・解明

検査対象者の正常な業務運営等に重大な影響を与える問題点については、検査対象者との間で、その本質的な改善を図るために必要な対応の方向性（改善の方向性）に関する共通認識が醸成できるよう、双方向の議論等により、特に深度ある原因分析を行い、原因の解明に努める。

3 問題点の静的・動的な実態の検証

検査時点における問題点等の静的な実態のみならず、態勢整備の進捗状況等の動的な実態についても十分検証し、的確な実態把握に努める。

4 指摘根拠の明示、改善を検討すべき事項の明確化

指摘事項に関する原因等の検証に当たっては、具体的かつ論理的に根拠を示すとともに、内部管理（内部統制）面における是正又は改善に向け、是正又は改善を検討すべき点が明確になるよう、具体的に示すよう努める。

5 検証結果に対する真の理解

検査対象者の主体的・能動的な是正又は改善に向けた取組につながるよう、的確な検証、役員その他の責任者との対話、双方向の議論等を通じて、検証結果に対する真の理解（「納得感」）を得るよう努める。

第5 検査体制の整備強化

1 検査陣容の強化

検査実績の低下を招くことなく、かつ、検査対象者の現状に対し適切に対処し得るよう、各種研修等への職員の積極的な参加につき十分配慮する。

また、検査業務においても、検査班の編制に際しての配慮及び検査後の報告聴取に際しての指導を行うとともに、部内研修会等適切な研修の機会を設け、検査員の検査技能の向上及び自己研さんを促進する。

さらに、専門的な知識を持った検査員を計画的に養成するとともに、検査員の配置に当たっては、経験年数、研修の受講状況等を十分に勘案して配置する等検査陣容の整備強化を図る。

2 動員体制の確立

検査員の活動を活発かつ効率的なものとするための動員体制の確立を図る。

3 不正事件の検証方法の修得

検査員に、各種不正事件の実例により、不正発生の環境、手口、隠ぺい手

段、発覚の端緒等に関する事例を熟知させ、不正事件の検証の方法を修得させる。

4 検査の事前準備

検査を効率的かつ的確に実施するため、検査対象者の定款、諸規程等を常に備えるとともに、事業報告書、事業計画書等検査に必要な諸資料の収集等により、検査対象者の業務、会計等の特質及び問題事項の常時把握に努め、検査の実施に備える。

5 必要資料の常時作成の促進

検査の能率的実施を確保するため、行政庁が提出を求める資料を、適時に、迅速に、的確に作成できるよう、検査対象者（第1の1の(15)及び(16)に掲げるものを除く。）における事務体制の整備を促進する。

6 毎月末棚卸の励行の促進

資産査定による最近時点における財務内容の確認手続が煩雑にならないよう、極力検査対象者（第1の1の(15)及び(16)に掲げるものを除く。）における月末棚卸等の励行を促進する。

7 審査体制の整備

検査結果をより正確なものとするため、あらかじめ検査報告書及び検査書案を審査する職員を指定する等により、検査報告書及び検査書案の審査を十分に行い得る体制の整備を図る。

第6 検査の実施

1 検査の実効性の確保

(1) 検査方針の策定

大臣官房検査・監察部長（以下「検査・監察部長」という。）は、毎年度、第4に規定する検査の実施において配意すべき基本的指針を基本として、次の事項について定めた検査方針を策定する。

ア 基本方針

イ 検査の質的向上に向けた取組に関する事項

ウ 統一検査事項

エ その他必要な事項

(2) 検査実施要項等の策定

検査・監察部長は、検査技能の差による検査成果の不均衡を是正し、検査精度の向上を図るため、検査項目について着眼事項等を定めた検査実施要項等を策定するとともに、検査提出資料及び検査結果取りまとめ表の定式化等検査方法について合理的な統一を図る。

なお、検査実施要項等の策定に当たっては、検査対象者（第1の1の(15)及び(16)に掲げるものを除く。）の業務・会計面における一般的欠陥事項及び問題点を考慮し、検査員が等しく留意すべき重点事項を定めるものとする。

2 年間検査計画の策定

農業協同組合法第94条第3項から第5項まで、農林中央金庫法第84条第1項及び第2項、農業保険法第209条第1項及び第2項、水産業協同組合法第123条第3項から第5項まで、土地改良法第132条第1項（同法第84条において準用する場合を含む。）及び第2項、漁船損害等補償法第85条第3項、中小漁業融資保証法第66条第3項、農業信用保証保険法第56条第3項、漁業災害補償法第70条、卸売市場法第12条第2項並びに森林組合法第111条第3項から第5項までの規定に基づく検査対象者の検査を実施するため、検査・監察部長及び内閣府沖縄総合事務局長（以下「沖縄総合事務局長」という。）は、検査実績、検査対象者の実情等を勘案して年度ごとに検査対象者を選定し、年間検査計画を策定するものとする。

3 検査の実施

（1）計画的検査の実施

検査は、2の年間検査計画に基づいて行う。ただし、行政上の要請により、緊急に検査の必要が生じた場合又は検査対象者の構成員から検査の請求があった場合は、この限りでない。

（2）無通告検査の原則

検査は、あらかじめ通告しないで行う。ただし、検査の実効性を確保するため必要があると認められる場合は、この限りでない。

（3）複数の検査員による検査の原則

ア 複数による検査の原則

検査を実施するに当たっては、検査員1人によることは好ましくないので、検査員2人以上が1組となつて行うものとする。ただし、検査対象者の支所、出張所その他の出先機関を検査する場合は、この限りでない。

イ 検査責任者の選定

2人以上の検査員に検査を行わせる場合には、その1人を当該検査の責任者（以下「検査責任者」という。）として選定する。

検査責任者は、検査命令の都度、当該検査に従事する検査員（以下「検査班」という。）の中から、原則として、検査に多年の経験、識見及び指導力を備え、他の検査員（以下「班員」という。）に対して指

導・統制を行うことができ、かつ、班員の信頼を得ることができると認められる者を選定するものとする。

ウ 検査責任者の職務

検査責任者の職務は、次のとおりとする。

(ア) 事前検討会の開催及び検査実施計画（検査実施方針、検査日程、検査分担、臨検場所等）の策定

(イ) 検査対象者との連絡調整（資料徴求等）

(ウ) 当該検査に従事する班員に対する指導・統制

(エ) 検査指摘事項の把握及び調整

(オ) 検査の講評

(カ) 検査報告書の取りまとめ

(4) 検査員として留意すべき事項

検査に当たって、検査員として留意すべき事項については、「検査員の留意事項」（別添１）に定めるところによる。

(5) 検査基準日

検査基準日は、原則として検査に着手した日（以下「検査着手日」という。）の前業務日とする。ただし、検査着手日の前業務日に残高試算表が作成されていない場合には、検査着手日の直近の残高試算表が作成された日とすることができる。

また、資産査定、償却・引当等、決算処理を伴う項目の検証については、検査対象者の自己査定基準日（直前期の決算期末日）を検査基準日とする。ただし、検査実施日が直前期決算の決定のための理事会の開催日以前となる場合は、前々期の決算期末日を検査基準日とする。

(6) 検査の範囲

検査の対象期間は、原則として検査基準日の属する事業年度の前事業年度の開始の日から検査基準日までとする。

(7) 検査命令書の提示

検査責任者は、検査（第２の１の（５）及び（１３）に掲げるものを除く。（８）及び（９）において同じ。）に際して、検査対象者の役員その他の責任者から、当該検査に係る検査命令書（別紙様式１）の提示を求められた場合には、これを提示しなければならない。

(8) 身分証明書への提示

検査員は、検査に際して、当該検査に係る検査員であることを証するものとして農林水産省令で定める身分証明書を提示しなければならない。

なお、身分証明書は、身分証明書取扱要領を別に定め、管理の適正を期

する。

(9) 検査通告書の交付

検査員は、検査に際して、検査対象者の役員その他の責任者に対し、当該検査に係る検査通告書（別紙様式2）を交付しなければならない。

(10) 検査の方法

検査は、実地検査又は書面検査の方法によるが、それぞれの方法を組み合わせることもできるものとする。

(11) 検査の着手

検査は、現金・現物等の資産の状況を現地において把握することをもって着手することを原則とする。ただし、検査を通告する場合においては、検査対象者へ通告することをもって着手したとみなす。

なお、検査は、着手後、一定の期間を設け、事務の整理、月末棚卸、必要資料の整備等を行わせた後、検査に入る隔時検査の方法によるほか、即時検査の方法によることもできるものとする。

(12) 検査提出資料の徴求

検査の実施に当たり、検査対象者の業務又は会計について、検査に必要な資料の提出を求め、これにより検査の効率的かつ的確な実施を確保する。

(13) 検査証拠の究明

検査員は、原票の確認等を通じて十分かつ適切な証拠を入手することにより、検査対象者の業務及び会計が適正であり、かつ、妥当であるかどうかを判断するに足る基礎を得るまで、検査を実施しなければならない。

(14) 前回検査指摘事項の事後確認の徹底

検査によって指摘した事項について、検査後における改善状況を具体的に把握し、その改善励行を促すことにより、検査の成果を高めるため、前回検査における指摘事項についての事後確認の徹底を図る。

(15) 重大事案検出時の報告

検査において、国民の安全・財産、社会秩序等を侵害するような重大な事案が検出されたときは、検査責任者は、検査中であっても直ちに検査・監察部長又は沖縄総合事務局長に報告し、その指示を受けるものとする。

(16) 検査結果取りまとめ表の作成

検査で把握した事項、書類等を別に定める「検査結果取りまとめ表」に集約し、これを検査報告書及び検査書に添付する。

なお、別に定めのない場合にあっては、必要に応じ、検査対象者の財務諸表等参考となる資料を添付する。

(17) 監事等の資質向上及び内部監査の確立の促進

検査に当たっては、できる限り監事等の立会いを求め、これを機に監事等の資質向上を図るとともに、検査対象者の内部監査の確立を促進する。

また、監事監査及び内部監査においても前回検査における指摘事項についての措置状況を点検しているか検証する。

(18) 検査結果についての意見聴取等

検査員は、検査によって明らかとなった事項について、検査対象者の役員その他の責任者から意見を聴取するとともに、必要な場合は文書を徴することにより、検査結果をより正確なものとするよう努めなければならない。

また、検査終了時において、検査対象者と意見の一致をみなかった指摘があった場合は、別に定める様式に基づき、検査対象者と検査員との考え方の相違点を作成するものとし、その構成及び様式は別添様式による。

(19) 検査講評

検査責任者は、検査終了に際して、関係者に無用の不安を与えることなく、かつ、直ちに必要事項の改善に着手できるよう、原則として全役員（農業協同組合法第94条第1項、農業保険法第209条第3項、水産業協同組合法第123条第1項、漁船損害等補償法第85条第1項、中小漁業融資保証法第66条第1項、農業信用保証保険法第56条第1項、漁業災害補償法第69条及び森林組合法第111条第1項の規定に基づく検査（以下「請求検査」という。）の場合は、請求者を含む。）に対して講評を行うものとする。ただし、特別の事由があるときは、講評の時期を変更し、又は一部の役員その他の責任者に対して講評を行うことができる。

また、第1の1の(15)及び(19)に掲げる規定に基づく子会社等（以下「子会社等」という。）に対する検査に係る講評については、親団体に對する検査の一環としての位置付けに鑑み、必要に応じ、行うものとする。

(20) 請求検査の実施

請求検査の実施については、「請求検査要領」（別添2）に定めるところによる。

(21) 農林中央金庫、信用農業協同組合連合会及び信用漁業協同組合連合会に対する検査

農林中央金庫、農業協同組合法第10条第1項第3号に定める事業を行う農業協同組合連合会及び水産業協同組合法第87条第1項第4号に定める事業を行う漁業協同組合連合会に対する検査については、経営管理態勢、リ

スク管理態勢等の検証又はこれらの検証及び経営課題への取組状況の確認を行うものとする。

4 農林水産省検査と都道府県検査との連携

(1) 相互連携

農林水産省の検査対象者及び都道府県の検査対象者の双方に関連する問題については、それぞれの検査が相補完し、実態の把握が一層正確かつ徹底的なものとなるよう協力して検査を行うこと等により相互の密接な連携に努める。なお、検査上の協力を依頼する場合の依頼文書の様式は、別記様式1による。

(2) 確認のための調査又は検査の依頼

農林水産大臣が、検査の結果、検査対象者と事業面等で関わりをもつ都道府県知事の所管に属する検査対象者について確認すべき事項があり、この把握上、当該都道府県知事の協力を得ることが必要であると認めたときは、協議の上、当該都道府県知事に調査又は検査を依頼することがあるものとする。

都道府県知事が農林水産大臣所管の検査対象者に対して調査又は検査の必要を認めたときも同様とする。

5 会計監査人等との意見交換

会計監査人等（検査対象者が法定又は任意の監査を受けている場合の監査を行っている公認会計士又は監査法人）との意見交換は、検査責任者の判断又は会計監査人等の要請により、検査対象者及び会計監査人等の同意を得た上で、以下の点に留意して実施する。

- (1) 意見交換の実施に先立ち、検査対象者により、会計監査人等が負っている契約上の守秘義務が解除されていることを確認する。
- (2) 意見交換の実施時期については、会計監査人等が必要に応じて意見交換の結果を監査計画へ反映すること等を考慮して決定する。
- (3) 意見交換に当たっては、監査の基本的な方針及び実施状況並びに検査対象者の経営環境及び経営実態に関する会計監査人等の認識等を確認し、検査班が把握した問題点等を会計監査人等に伝え、これらの点に関する見解を確認するなど、両者で十分な意見交換を行う。

第7 検査の事後処理

1 検査結果の報告

検査員は、検査終了後、速やかに検査報告書を作成し、農林水産大臣に報告しなければならない。検査報告書の作成に当たっては、検査を通じて得た

所見、検査において検討した事項等を記載し、検査の状況が明確となるよう留意する。

なお、検査報告書の標準構成及び様式は、「検査報告書」（別記様式２－１（第２の１の（５）及び（１３）に掲げる規定によるものは別記様式２－２））による。

２ 検査書の交付

（１）検査書交付の目的

検査書の交付は、検査の結果明らかにされた検査対象者の実態及び改善方策を検査対象者の運営の当事者に十分に理解させ、速やかにその欠陥を是正又は改善させるために行う。ただし、子会社等に対する検査については、親団体に対する検査の一環としての位置付けに鑑み、検査書は、必要に応じ、交付を行うものとする。

（２）検査書の作成

検査書の作成に当たっては、検査の結果、合法性、合目的性及び合理性の観点から検査対象者の運営上是正又は改善の必要があると認められる重要な指摘事項を記載するものとする。

なお、検査書は、「検査書作成要領」（別添３）により作成することとし、その構成及び様式は、別記様式３－１（第２の１の（５）及び（１３）に掲げる規定によるものは別記様式３－２）による。

（３）検査書の交付

検査書の交付は、検査・監察部長又は沖縄総合事務局長（以下「交付権者」という。）が行う。

（４）交付の方法

検査結果の内容において検査対象者の運営上重大な事項があると認められる場合又は検査指摘に対する改善意欲が乏しい等問題のある検査対象者に対しては、交付権者は、検査対象者の代表役員その他経営責任を有する者に出頭を求め、検査書を手交するものとする。

（５）検査書の取扱い

行政庁の作成する検査書は、法により検査権限を有する者が、検査の結果に基づく指摘事項を当該検査対象者の役員に対して示すものであり、みだりにその内容を漏えいしてはならないものであるが、行政庁及び検査対象者における具体的な検査書の取扱いについては、次のとおりとする。

ア 行政庁における検査書等の管理

行政庁における検査書及び関係書類等の取扱いについては、「検査書管理要領」（別添４）に定めるところにより、管理保管に万全を期す

る。

イ 検査対象者における検査書の取扱い

(ア) 組合員（会員）、株主、債権者、他の行政機関その他の者から、検査書の提示又は内容の公表を求められた場合にも、法による検査対象者の監督権限を有する行政部局以外に対しては、これに応ずる義務はない。

(イ) 検査対象者の役員が、その職員、組合員（会員）、株主、系統諸団体その他の者にその内容を示すことが、検査対象者の健全な発展に資するものであり、かつ、その必要があると認められる場合において、理事会、経営管理委員会等検査対象者における所定の意思決定手続を経て、その内容をこれら関係者に示すことは差し支えないが、この場合においてもその内容を誇張し、あるいは事実を曲げて示すことがあってはならない。

(ウ) 検査書に記載されている取引先等第三者の個人情報外部に流出することがあってはならず、その取扱いについては、慎重かつ万全を期さなければならない。

(エ) 検査書を交付する検査対象者に対しては、上記（ア）から（ウ）までの考え方に立って、検査書の取扱いには慎重を期するよう求める。特に、金融庁又は財務局と共同して行う検査の検査書の内容については、原則として、行政庁の事前承諾なく第三者に開示してはならない旨求めるものとする。

3 検査報告書及び検査書案の審査

検査報告書及び検査書案については、一層正確なものとなるよう、あらかじめ、その構成、内容等について十分に審査を行う。

4 指摘事項の改善確保

検査で明らかになった事項については、検査対象者に対する個別の指導監督の実を挙げるため、速やかに指導監督部局に通知するとともに、是正又は改善がなされるよう必要に応じて協力するものとする。

第8 統一検査事項に基づく検査

1 統一検査事項の検査対象

検査に当たっては、部分検査等において統一検査事項が検査対象となっていない場合を除き、統一検査事項についての検査を実施するものとする。

2 検査実施計画策定に当たっての配慮

検査責任者は、検査実施計画の策定に当たり、統一検査事項についての検

査方針、分担等を明らかにするとともに、当該事項について十分な検査が実施できるよう配慮するものとする。

3 統一検査事項の次年度以降の検査への反映

統一検査事項は、当該年度において適用するものであるが、当該年度に検査を実施した検査対象者以外についても次年度以降の検査において実施することにより、検査対象者の全てに対して統一検査事項についての検査を実施するよう努める。

第9 検査員のとるべき態度

1 検査対象者に対する配慮

検査の実施に当たっては、常に言動を慎み品位及び穏健冷静な態度を保持し、組合員その他検査対象者の関係者に無用の不安を与えることなく、検査に対する信頼を得るように努めなければならない。また、検査対象者の業務執行に支障がないよう配慮するとともに、検査を通じて過度の資料徴求を行う等検査対象者に不当な負担を課すことがないようにしなければならない。

2 干渉の排除

検査の実施過程及び検査結果の講評に当たっては、懇切を旨として問題点を十分理解させるように努め、自己の見解に服従を強要し、検査対象者の運営にみだりに干渉するようなことがあってはならない。

3 秘密の保持

検査の結果知得した秘密は漏らしてはならず、講評に際しては、秘密保持の重要性を強調してその漏えいを防止する。

なお、請求検査の結果を請求者に知らせる場合には、その講評に際して、個人情報保護等に十分配慮しなければならない。

第10 指導監督行政との連携及び農林水産省報告

1 指導監督行政との連携

検査の実施に当たっては、指導監督部局の担当者を交えた事前検討会を実施する等により、指導監督面から見た問題点等について十分に把握し、検査に反映させるよう努める。

また、検査終了後、検査結果説明会を行う等により、指導監督業務の中において、検査で指摘した事項の改善指導が行われる等検査の結果が農林水産行政に反映されるよう努める。

さらに、通常から指導監督部局と定期的に会議を行う等により、指導監督方針等についての的確・迅速な情報の収集を行うとともに、検査方針につい

て指導監督部局に連絡する等検査と指導監督が有機的に連携し、双方の一層の機能発揮が図られるよう努める。

2 行政資料としての活用

検査の実施に際して得られた諸資料の中には、農林水産行政推進上の資料として極めて貴重なものがある場合があることから、守秘義務にも留意しつつその活用の途を講ずるよう努める。

3 検査結果の報告

検査・監察部長は、別に定めるところにより、「農林水産省検査報告」として検査の結果報告を求めるものとする。

第11 行政文書の管理について

検査に係る決裁文書は、「行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書であって、当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして、当該行政機関が保有しているもの」であることから、行政文書である。このため、行政文書を作成・取得した場合は、農林水産省行政文書管理規則（平成23年4月1日付け農林水産省・林野庁・水産庁訓令第1号）及び農林水産省行政文書管理要領（平成23年4月1日付け22文第187号総括文書管理者（大臣官房長）通知）に従い、①行政文書ファイル管理簿へ記載、②保存（法令等に特段定めがある場合や業務が非効率となる場合を除き、原則電子媒体で保存）、③廃棄協議を行った上で廃棄等の手続を行わなければならない。

なお、当該文書の管理状況については、毎年度行われる行政文書監査の対象となり、不適切な管理があった場合、改善指示の対象となることに留意する。

別紙様式1（第6の3の（7）関係）

番 号
年 月 日

検 査 命 令 書

職名 氏名
検査責任者 ○○○○ ○○○○

○○○○○○法（○○年法律第○号）第○○条第○項の規定に基づき、○○○
○の検査を命ずる。（※以下の検査に応じて下線部を変更する。）

農林水産大臣 氏 名

※（子会社等又は子法人等の検査）

○○○○○○（○○○○組合（○○○○組合連合会）等の子会社等又は子法人等）の検査を命ずる。

（共済代理店の検査）

○○○○○○（共済事業実施組合の共済代理店）の検査を命ずる。

（事後確認検査）

○○年○○月○○日を検査基準日として実施した○○○○○○組合（連合会、中央会等）の検査についての事後確認検査を命ずる。

別紙様式2（第6の3の（9）関係）

番 号
年 月 日

検査対象者名
代表者役職名 殿

農林水産省大臣官房検査・監察部長
（内閣府沖縄総合事務局長）

検査の実施について

〇〇〇〇〇〇法（〇〇年法律第〇号）第〇〇条第〇項の規定に基づく〇〇
検査を下記のとおり実施するので通知する。

記

- 1 本検査開始予定日
年 月 日
※ 自然災害等の事情に応じて、本検査開始予定日を変更する場合がある。
- 2 検査責任者
職名 氏名
- 3 検査説明事項
別紙「検査説明事項一覧」のとおり

(別紙)

検査説明事項一覧

1 検査基準日及び検査対象期間

(1) 検査基準日

年 月 日

※ 通告後に変更する場合がある。

(2) 検査対象期間

年 月 日から 年 月 日まで

※ 必要に応じ期間を延長する場合がある。

2 本検査実施期間

年 月 日から 年 月 日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

※ 検査の進捗状況等により期間を変更することがある。

3 検査の範囲（全面・部分）

(1) ○○○態勢

(2) ○○○態勢

(3) ○○○態勢

4 意見申出制度及び検査モニター

(1) 意見申出制度

① 概要

検査終了時の意見聴取又は現地講評の際、十分な議論を尽くした上でも認識が相違した事項がある場合、相違事項について、意見を申し出ることができる。

② 対象検査

検査・監察部及び内閣府沖縄総合事務局（以下「沖縄総合事務局」という。）が実施する検査

③ 提出期限

検査（講評）終了後2週間以内

④ 提出方法

意見が相違した事項について、事実関係及び検査対象者の意見を明記し、必要に応じて疎明資料及び当該検査対象者を指導する立場にある機関の意見書等を添付の上、代表者から農林水産省大臣官房検査・監察部長（以下「検査・監察部長」という。）宛てに提出する。（提出様式1及び提出様式2）（注1）

また、意見の相違に至った経緯を明らかにするため、検査対象者と検査官との折衝の経緯（会計監査人等との折衝があった場合は、その経緯を含む。）を提出する。（提出様式3）（注1）

なお、新たな論点・主張及び検査官個人に対する意見は対象としない。

⑤ 提出先

原則として検査責任者に提出する。

なお、特段の事情がある場合は、沖縄総合事務局が実施した検査について、内閣府沖縄総合事務局長（以下「沖縄総合事務局長」という。）を経由し、又は直接、検査・監察部長に提出することができる。

（注1：提出様式1は、意見申出制度及び検査モニター制度について（平成14年9月25日付け14組検第619号農林水産省大臣官房協同組合検査部長通知）別紙様式1－1、提出様式2は同別紙様式1－2、提出様式3は同別紙様式1－3とする。）

（2）検査モニター制度

① 概要

検査対象者の検査実施に対する意見・要望を的確に把握し、適正な検査の推進に資するため以下の方法により実施する。

ア オフサイト検査モニター

検査対象者に調査票を配付して回答を求めるもの

イ オンサイト検査モニター

検査・監察部長又は沖縄総合事務局長が指定した者（以下「モニター実施者」という。）が検査対象者の代表者等から直接意見聴取を行うもの

② 対象

検査・監察部又は沖縄総合事務局が実施する検査

③ 実施方法

ア オフサイト検査モニター

検査の実施状況に関する意見、要望について、調査票（提出様式 4）（注 2）をメール等により、検査・監察部調整・監察課又は沖縄総合事務局農林水産部農政課に検査（講評）終了後 2 週間以内に提出する。

なお、提出された調査票に対して個別に回答はしないが、必要に応じ、ヒアリング等を行うことがある。

イ オンサイト検査モニター

モニター実施者が検査対象者に出向き、代表者等から検査上の問題点の有無、検査に対する意見等を聴取する。

（注 2：提出資料 4 は検査モニター実施方針別添 1 とする。）

5 その他検査に関する事項

（別途検査責任者から説明）

附 則（平成28年4月1日付け27検監第911号大臣官房検査・監察部長通知）
（施行日）

第1条 この通知の改正は、平成28年4月1日から適用する。

（経過措置）

第2条 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号。以下「改正法」という。）附則第10条に規定する存続中央会（以下「存続中央会」という。）については、この通知による改正前の農林水産省協同組合等検査基本要綱の規定は、存続中央会が解散した場合又は改正法附則第27条第1項の規定により解散したものとみなされた場合にあってはその清算終了の登記の時までの間、改正法附則第12条又は第21条の規定による組織変更をする場合にあってはその組織変更の効力が生ずる時までの間は、なおその効力を有するものとする。

附 則（平成28年9月30日付け28検監第696号大臣官房検査・監察部長通知）
この通知の改正は、平成28年10月1日から適用する。

附 則（平成29年1月19日付け28検監第1161号大臣官房検査・監察部長通知）
この通知の改正は、平成29年1月19日から適用する。

附 則（平成29年3月30日付け28検監第1437号大臣官房検査・監察部長通知）
この通知の改正は、平成29年4月1日から適用する。

附 則（平成29年12月25日付け29検監第1170号大臣官房検査・監察部長通知）
この通知の改正は、平成30年1月1日から適用する。

附 則（平成30年3月30日付け29検監第1522号大臣官房検査・監察部長通知）
この通知の改正は、平成30年4月1日から適用する。

附 則（平成30年7月6日付け30検監第459号大臣官房検査・監察部長通知）
この通知の改正は、平成30年7月6日から適用する。

附 則（平成31年4月1日付け30検監第1474号大臣官房検査・監察部長通知）
この通知の改正は、平成31年4月1日から適用する。

附 則（令和2年3月23日付け元検監第1205号大臣官房検査・監察部長通知）
この通知の改正は、令和2年3月23日から適用する。

附 則（令和2年7月10日付け2検監第253号大臣官房検査・監察部長通知）
この通知の改正は、令和2年7月10日から適用する。

附 則（令和2年7月21日付け2検監第311号大臣官房検査・監察部長通知）
この通知の改正は、令和2年7月21日から適用する。

附 則（令和2年10月2日付け2検監第492号大臣官房検査・監察部長通知）

この通知の改正は、令和２年10月２日から適用する。

附 則（令和２年12月25日付け２検監第741号大臣官房検査・監察部長通知）

この通知の改正は、令和２年12月25日から適用する。

附 則（令和３年４月１日付け２検監第1022号大臣官房検査・監察部長通知）

この通知の改正は、令和３年４月１日から適用する。

附 則（令和３年11月25日付け３検監第672号大臣官房検査・監察部長通知）

この通知の改正は、令和３年11月25日から適用する。

附 則（令和３年12月１日付け３検監第703号大臣官房検査・監察部長通知）

この通知の改正は、令和３年12月１日から適用する。

附 則（令和４年９月30日付け４検監第591号大臣官房検査・監察部長通知）

この通知の改正は、令和４年９月30日から適用する。

附 則（令和５年３月28日付け４検監第1103号大臣官房検査・監察部長通知）

この通知の改正は、令和５年３月28日から適用する。

附 則（令和５年11月１日付け５検監第605号大臣官房検査・監察部長通知）

この通知の改正は、令和５年11月１日から適用する。

附 則（令和６年４月１日付け５検監第1025号大臣官房検査・監察部長通知）

この通知の改正は、令和６年４月１日から適用する。

附 則（令和６年10月１日付け６検監第558号大臣官房検査・監察部長通知）

この通知の改正は、令和６年10月１日から適用する。

附 則（令和７年４月１日付け６検監第1068号大臣官房検査・監察部長通知）

この通知の改正は、令和７年４月１日から適用する。

別添1 検査員の留意事項（第6の3の（4）関係）

1 趣旨

検査対象者に対する検査の実施に当たり、検査員が等しく留意すべき事項を定め、行政庁検査に対する信頼の保持と検査員としての任務の完遂に資するものとする。

2 検査に対する信頼の保持

行政庁の検査は、法の規定に基づく監督権の行使であることを十分に認識し、その信頼の保持に努める。

3 検査技能の修得及び向上

検査は、検査対象者の業務及び会計の全般について行われるものであり、検査事項も広範かつ多岐にわたるものであることから、検査員に対しては、専門的な知識と高度の検査能力が求められる。したがって、検査員は、農林水産業や検査対象者をめぐる情勢、検査対象者の概要等について恒常的に把握するとともに、検査技能の修得、向上等について一層の自己研さんに努める。

4 検査班の一体的行動

行政庁の行う検査への信頼を保持するとともに、検査の効率を高め、検査の成果を大ならしめるため、次により検査班全員の一体的行動を確保する。

- （1）検査責任者は、班員の指導及び統制に遺憾なきを期し、各班員の意欲と検査能力の発揮に特に配慮する。
- （2）各班員は、検査期間中の行動について、検査責任者の統制に従うとともに、進んで助言指導を受け、統一的な検査の遂行に努める。
- （3）検査内容については、検査責任者が全般的な責務を負うが、各班員もそれぞれ担当した検査内容については責務を負うものとする。複数の班員が同一部門を分担した場合も同様とする。各班員は、担当業務の内容を十分に把握し、その内容を検査責任者に理解が得られるよう報告する。

5 検査実施時刻

検査実施時刻についての留意事項は、次のとおりとする。

- （1）検査期間中の検査開始時刻は、原則として、検査対象者の業務開始時刻とする。
ただし、検査実施計画に基づく現物検査及び検査対象者の出先機関を臨検する場合

等で、これが困難と認められるときは、この限りでない。

- (2) 検査期間中は、私事にわたる行為を差し控える。

なお、業務開始時刻に遅れ、検査対象者の役職員等を待たせるようなことがあってはならない。

- (3) 検査実施時間は、検査対象者の業務時間中を原則とするが、やむを得ず時間外にわたる場合は、あらかじめ検査対象者の役員その他の責任者の了解を得て行う。

- (4) 検査期間中の退出時刻は、検査対象者の業務終了時刻を原則とするが、特別の事由により検査対象者の職員に先立って退出するときは、検査責任者が状況を判断して行う。

6 検査中の言動及び態度

検査対象者の役職員等との応対、意見交換等に当たっては、常に言動を慎み、検査の効果及び当該役職員等の信頼を高めるよう努めなければならない。また、検査に当たっては、清廉を旨とし、他から批判を受けるようなことがあってはならない。

7 検査結果の整理及び講評

検査結果の取りまとめは、的確に指摘事項を整理し、重要問題を逸することがないよう、次により検査責任者と協議して行うこととし、講評は、その取りまとめに基づき検査責任者が行うものとする。

- (1) 毎日把握した事項は、その都度整理し、指摘する内容を明確に把握するため、裏付資料を確保する。また、検査で把握した内容については、検査責任者に報告し、指示を得るものとする。

- (2) 検査指摘については、その重要度に応じ部門ごとに指摘事項を整理し、具体的な資料に基づき実証的に指摘を行う。特に、前回の検査における指摘内容を重ねて強調する場合には、事態の推移、影響等をより具体的に説明し、改善の必要性を理解させる。

- (3) 検査の結果を講評するに当たっては、講評の内容が、後日、検査報告書とともに検査書として取りまとめられるものであることに留意し、次により行うものとする。

ア 講評原案の作成は、検査責任者が行うものとするが、あらかじめ班内検討を行う等により意思統一に努めること。

イ 講評は、検査終了に際し、関係者に無用の不安を与えることなく、かつ、検査員の指摘した事項について検査対象者の事実及び問題認識を、検査員と検査対象者の双方により確認し合うために行うものであるが、他方、取りあえずの非公式

な意見表明であることに留意し、冒頭、この旨を述べること。

ウ 講評を述べるに当たっては、指摘の内容が十分理解され、役員の指摘内容に対する事実及び問題認識の醸成に資するよう工夫して行うこと。

エ 講評の内容について、事実の確認を求めるとともに、役員の疑問や意見はできるだけ聴くように努めること。

別添 2 請求検査要領（第 6 の 3 の（20）関係）

1 請求検査の目的

次に掲げる法律の規定により検査対象者に対して行政庁が行う検査（以下「請求検査」という。）は、組合員、会員、総代又は組合（以下「組合員等」という。）から検査を請求されたときに、検査対象者の業務及び会計の状況を検査し、法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款、規約、諸規程等に違反する事実の有無を解明し、もって検査対象者の正常な事業運営を促進することを目的とする。

- （1）農業協同組合法第94条第 1 項
- （2）森林組合法第111条第 1 項
- （3）水産業協同組合法第123条第 1 項
- （4）農業信用保証保険法第56条第 1 項
- （5）中小漁業融資保証法第66条第 1 項
- （6）農業保険法第209条第 3 項
- （7）漁船損害等補償法第85条第 1 項
- （8）漁業災害補償法第69条

2 請求の審査

検査の請求が行われた場合には、組合員等の資格、法定数、請求意思等を次により確認し、その適否を検証する。

この結果、請求が法律の要件を満たしていない場合には、請求を取り下げさせ、又は理由を付して請求書面（電磁的記録を含む。）を返却する。

- （1）組合員等の資格については、組合員等の名簿等これを把握できる書類と照合して検証する。
- （2）法定数については、組合員等の名簿に記載された総数の10分の 1（1 の（6）の規定による検査の請求にあっては20分の 1）以上であることを確認する。
- （3）請求意思の確認については、原則として形式審査によるものとする。
なお、請求意思の存在に重大かつ明白な疑義が存する場合には、必要に応じて、請求者に対し、個別に確認する。
- （4）請求書面について請求者の代表者が明確になっていないときは、代表者（原則として 2 名以上 5 名以内とする。）を速やかに定めさせ、これを確

認する。

3 請求検査の実施

- (1) 請求検査の実施に当たっては、請求事項の内容を検討し、検査の範囲を具体的に定めた適切な検査計画を策定し、速やかに検査を実施する。
- (2) 請求検査に着手するに当たっては、請求の審査を事前に行った上で、請求の要件を満たしていることが確認された場合において、請求検査の範囲を定めた命令書（別紙様式）を検査責任者に交付し、検査を実施する。

4 請求検査の範囲

- (1) 請求事項の内容が特定の部門に限定されていることが明白な場合には、その特定の部門及びこれに関連する部門について検査を行うことを原則とする。
ただし、この場合であっても、不正、誤びゅうの究明並びにこれに関連して検査対象者の財務状況及び経営状況の把握に努めるものとする。
- (2) 検査の請求が行われている検査対象者は、執行体制及び業務運営が円滑を欠いている場合が多いことから、請求事項に係る違反の事実がない場合においても、今後、組合員等の疑惑を招くような事態の発生防止に向けた事項に係る検証を行うとともに、組合員等の結合強化に資するため、検査の範囲を請求事項に係る部門以外にも拡大して実施することができる。

5 請求検査結果の取扱い

- (1) 請求検査終了に際しては、原則として全役員及び請求者の代表者に対して講評を行うものとする。
- (2) 請求検査の結果については、必要に応じ、請求検査の実施状況及び請求事項に係る検査結果の概要（請求事項に係る違反の事実がなかった場合には、その旨）等を請求者の代表者に対して通知することができるものとする。
ただし、検査書自体の請求者への交付は行わないものとする。

別紙様式

番 号
年 月 日

検 査 命 令 書

検査責任者 職名 氏名

〇〇〇〇法（〇〇年法律第〇号）第〇〇条第〇項の規定に基づき、別記検査請求事項等について、〇〇〇〇〇〇〇の検査を命ずる。

農林水産大臣 氏名

別 記

- 1 検査請求事項
 - (1) -----
 - (2) -----
 - (3) -----
- 2 その他関連する事項
 - (1) -----
 - (2) -----
 - (3) -----

別添 3 検査書作成要領（第 7 の 2 の（2）関係）

1 目的

検査書の作成及び交付に関して、検査書作成等の統一性を確保し、もって検査の一層の実効を期することを目的とする。

2 検査書の構成

検査書は、検査の要領、指摘事項及び検査結果取りまとめ表により構成し、その様式は別記様式 3－1 及び 3－2 に定めるところによる。

3 検査書の作成

（1）検査書の作成に当たり留意すべき事項

ア 検査書の交付は、検査によって明らかとなった事項を正確に相手方に伝え、検査対象者の反省を促し、是正又は改善に取り組ませることを目的として行われるものである。

したがって、検査書の作成に当たっては、このことを十分に認識し、検査指摘の不備又は指摘の趣旨の不突合等が生じることのないよう留意する。

イ 検査書を作成する審査官は、検査書の交付後そごを来すことのないよう、指摘の背景、証拠、内容等について十分に検討する。

（2）指摘事項

ア 指摘事項は、合法性、合目的性、合理性の観点から検査対象者の経営の健全性に影響を与える事案又は組合員や国民の利害に直結する事案で、理事会、経営管理委員会若しくは取締役会又は監事会若しくは監査役会の協議を経て是正又は改善に取り組むものとし、以下の例により判断する。

なお、当然のことながら、合法性の観点からの指摘事項については法令に抵触していることが明確な場合に限ることに留意する。

① 欠損及び各種リスクの発生等、経営上の欠陥が生じているもの

② 違法行為及び不正事件等、社会的批判、信用の失墜を招いているもの又はその恐れのあるもの

なお、この場合、農林水産省の所管法令以外の法令に係るものについては、当該法令所管省庁等とその解釈・運用等に関して十分に調整を図ることが必要

③ 事業運営上の欠陥が生じているもの

④ 役員の職務執行責任に関するもの

⑤ 上記①～④以外で、法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款、規約、共済規程等の規程違反に関するもの

イ 指摘事項の記載に当たっては、是正又は改善を要する事項について、非違事実（現状）並びに当該非違事実の背景にあるガバナンスの不備・欠陥及びリスク管理上の課題を記述する。

（３）事後確認検査の検査書

事後確認検査の検査書は、指摘事項を確認した結果その是正又は改善に不備のあった事項について、指摘事項の順に列挙し、不備事項、原因（ガバナンスの不備・欠陥及びリスク管理上の課題等）等について記述する。

４ 検査書の交付期限

検査書の交付期限は、検査対象者の規模、検査結果の内容等によって異なるものであるが、指摘事項に対する措置方針等を速やかに協議させ、改善等に着手させるため、検査終了後、おおむね２か月以内（第２の１の（５）及び（１３）に掲げる規定によるものは、おおむね４か月以内）に交付するよう努めるものとする。

別添4 検査書管理要領（第7の2の（5）関係）

1 目的

この要領は、検査を主管する部署（以下「主管課」という。）における検査書、その写し及びこれらに関係する文書（以下「検査書等」と総称する。）の保管管理及び取扱いに関し必要な事項を定め、守秘の徹底、管理事務の適切かつ厳正な実施を期することを目的とする。

2 管理の原則

検査書等は、行政検査の目的を達成するために、検査を実施した検査対象者に交付される等のものであるが、検査書等の内容は、検査対象者の事業上の秘密に属する事項を含め、業務・会計の全般にわたっており、また、個人情報が含まれているため、その内容が外部に漏えいすることがあれば、検査対象者の運営及び個人の権利利益の保護に重大な影響を及ぼすおそれがあるので厳正な取扱いを要し、その内容が外部に漏れるようなことがあってはならない。

3 管理

- （1）検査書等を管理するため、管理責任者を設置するものとする。管理責任者は主管課の長が課長補佐又は検査員のうちから指名するものとする。

ただし、管理責任者は、補助者を指名することができる。

- （2）検査書等の管理状況を常時適切に把握するため、管理責任者は、別に定める様式に基づき、検査書管理台帳を作成するものとし、その構成及び様式は別紙様式1による。

- （3）検査書等の決裁は、原則として、電子決裁とする。なお、起案文書には「機密性2」及び「複製禁止」と表記し、また、提供先に応じた取扱制限を明示する。

- （4）検査書等の送付は、農林水産省行政文書取扱要領（平成23年4月1日付け22文第186号総括文書管理者（大臣官房長）通知）に定める電子メールによる送信又は電子情報処理組織による送信（電子メールによる送信を除く。）で行うほか、発送の場合は、「書留」、「親展」によって行い、直接手交する場合は、別途受領証（別紙様式2）を徴しなければならない（他省庁への発送において、同取扱要領に定める使送による場合を除く。）。

- （5）検査書等は、持ち回り、浄書及び審査の場合であっても、関係職員以外の者の目にふれるようなことがないように注意して取り扱わなければならない。

なお、検査書等を電磁的記録として保管している場合は、当該電磁的記録についても同様の管理を行わなければならない。

4 保管

- （1）検査書等は、管理責任者の責任において、施錠できる書庫等に保管し、適切な管理を行うものとする。

- （2）検査書等の保存期間は、原則として10年とする。

ただし、公文書等の管理に関する法律施行令（平成22年政令第250号）第9条第1項各号に掲げる場合にあっては、同項に定めるところにより、保存期間又は保存期間の満了する日を延長しなければならない。

- (3) 検査書等は、破損、紛失が生ずることのないようにしなければならない。
- (4) 検査書の作成に用いた資料について、検査書が交付され文書処理が完結した後管理責任者が保管を必要と認めたものについては、原則として一括して次回検査まで保管する。
- (5) 検査書等は、特別の事由のある場合を除き、定められた場所以外に保管してはならない。
- (6) 検査書等は、組合等の運営に影響を及ぼすおそれのある内容が含まれていること等から、情報公開の請求があった場合には、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第5条各号（特に第1号、第2号、第4号及び第6号）、同法第6条第1項等の規定の趣旨に照らして適正に対応する必要がある。

別紙様式 1 検査書管理台帳例

○ 年度檢查書管理台帳

[illegible]

別紙様式2 受領証例

受 領 証

検査結果通知 1部

上記の書類を受領しました。

○年○月○日
(名称) ○○○○○○
(役職) ○○○
(氏名) ○○○○

別記様式1 検査協力依頼文書例（第6の4の（1）関係）

番 号
年 月 日

〇〇〇知事 宛

農林水産省大臣官房検査・監察部長
（内閣府沖縄総合事務局長）

検査協力依頼について

今般、下記により貴県（都道府）下〇〇〇〇〇〇〇〇の検査を実施することとしたので、了知されるとともに、御協力のほどよろしく願います。

記

1 検査の種類

〇〇〇法（〇〇〇年法律第〇号）第〇条第〇項の規定に基づく〇〇検査

2 検査の期間

現物検査（通告日） 〇年〇月〇日

本 検 査 〇年〇月〇日から〇年〇月〇日まで

※ 自然災害や検査の進捗状況等の事情に応じて、検査の期間を変更する
場合がある。

3 検査責任者

職名 氏名

（注）検査協力依頼文書は、検査実施に際して検査員が携行し、検査着手後に当該都道府県に手交する。なお、通告検査を行う場合は、検査対象者に通告後、当該都道府県に送付する。

別記様式 2－1 検査報告書（第 7 の 1 関係）

検査報告書の標準構成は、次による。

なお、当該検査報告書の作成に当たっては、別添 3「検査書作成要領」及び
協同組合検査実施要項に定めるところにより記載する。

機密性 2 情報

配付者限り
No.

検 査 報 告 書

○○○○○○○○○○○○○○

検査基準日 ○年○月○日

検査責任者 ○ ○ ○ ○

目 次

第 1	検査の要領	○
第 2	検証事項（事前着眼事項の項目）	○
第 3	検査対象者の概要	○
第 4	特徴的な取組及び経営上の課題	○
第 5	指摘事項	○
	（指摘事項目次）	
	○○○○管理態勢について	
	○○○○管理態勢について	
	○○○○態勢について	
第 6	その他事項	○

『別添 1 確認書』

別添『2』 検査結果取りまとめ表

『別添 3 その他の参考資料』

- (注) 1. 別添 1・2 は、作成した場合に添付する。別添 3 は、必要に応じ添付する。
2. 別添 1 の「確認書」は、「別紙 1」（この要綱第 6 の 3 の (21) に定める検査については、「別紙 2」）により作成する。
3. 『 』は、検査報告書案の審査上必要な資料等である。以下同じ。
4. この要綱第 6 の 3 の (21) に定める検査については、目次に「第 2 検証事項」、「第 4 検査対象者の経営状況等」、「第 5 指摘・課題事項」とし、第 5 に指摘・課題事項目次を括弧書で記載する。

第1 検査の要領

1 検査の種類
〇〇〇〇法（〇〇〇年法律第〇号）第〇条第〇項の規定に基づく〇〇検査（〇〇）

2 検査基準日
〇年〇月〇日
（前回検査 〇年〇月〇日（〇〇検査））

3 検査実施期間
〇年〇月〇日から〇月〇日まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の〇日間

4 検査員の所属、職名及び氏名『並びに検査担当部門』
農林水産省〇〇〇〇〇〇〇〇
検査責任者 検査官 〇〇 〇〇『（〇〇、〇〇部門）』
〃 〇〇 〇〇『（〇〇、〇〇部門）』

5 検査に協力した職員の所属、職名及び氏名『並びに検査担当部門』
〇〇県（都道府）〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇 〇〇『（〇〇、〇〇部門）』
〃 〇〇〇〇
〇〇 〇〇『（〇〇、〇〇部門）』

6 検査対象期間
〇年〇月〇日から検査基準日まで

7 検査を実施した場所
本所、△△支所及び××支所

1. 要請検査又は共同検査の場合で検査の根拠法令条項が異なるときは、「1 検査の種類」欄には、大臣官房検査・監察部、都道府県等の根拠法令条項を分けて記載する。
2. 「1 検査の種類」欄の(〇〇)は、全面検査、部分検査及び事後確認検査の別を(全面)、(部分)又は(事後確認)と記載する。ただし、農業協同組合法及び水産業協同組合法に基づく要請検査の場合を除く。

なお、土地改良法第132条第1項又は第2項の規定に基づく検査については、同欄の末尾に『 』書きで定期、選定、要請又は特別の別を、卸売市場法第12

条第2項の規定に基づく検査については、同欄の末尾に『 』書きで全面、部分又は事後確認の別を記載する。

3. 通告検査を行う場合は、「3 検査実施期間等」とし、「(1) 通告日
○年○月○日」、「(2) 検査実施期間 ○年○月○日から○月○日まで
(ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の○日間」として記載する。
4. 「4 検査員の所属、職名及び氏名」欄には、従事した全ての検査員について記載する(要請検査又は共同検査の場合を含む)。
5. 「7 検査を実施した場所」欄には、検査員が検査を実施した場所を全て記載する。

なお、要請検査の場合、都道府県のみが検査した場所については、該当する場所の後に『 』書きで(都道府県のみ)と記載する。

〔子会社検査を実施する場合〕

第1 検査の要領

1 検査の種類

○○○○法(○○○年法律第○号)第○条第○項の規定に基づく○○検査(○○)及び子会社検査

2 検査基準日

○年○月○日

(前回検査 ○年○月○日(○○検査))

3 検査実施期間

○年○月○日、○年○月○日及び○月○日から○月○日まで(ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の○日間

○○会社については、○月○日から○月○日までの○日間

○○会社については、○月○日から○月○日までの○日間

4 検査員の所属、職名及び氏名『並びに検査担当部門』

農林水産省○○○○○○○○

○○(○○○)及び○○会社

検査責任者 検査官 ○○ ○○『(○○、○○部門及び○○会社)』

〃 ○○ ○○『(○○、○○部門及び○○会社)』

○○会社

検査責任者 検査官 ○○ ○○『(○○、○○部門及び○○会社)』

5 検査に協力した職員の所属、職名及び氏名『並びに検査担当部門』

○○県(都道府)○○○○○○○○○○○○○○

○○○○『(○○、○○部門及び○○会社)』

〃 ○○○○
○○○○『(○○、○○部門及び○○会社)』

- 6 検査対象期間
○年○月○日から検査基準日まで
- 7 検査を実施した場所
本所、△△支所及び××支所

(注)

1. 「1 検査の種類」欄の(○○)は、全面検査、部分検査及び事後確認検査の別を(全面)、(部分)又は(事後確認)と記載する。
2. 通告検査を行う場合は、「3 検査実施期間等」とし、「(1) 通告日
○年○月○日」、「(2) 検査実施期間 ○年○月○日から○月○日まで
(ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の○日間」として記載する。
3. 「7 検査を実施した場所」欄には、検査員が検査を実施した場所を全て記載する。
なお、要請検査の場合、都道府県のみが検査した場所については、該当する場所の後に『 』書きで(都道府県のみ)と記載する。

第2 検証事項(例) (事前着眼事項の項目)

- 1 経営管理(ガバナンス)態勢
- 2 金融円滑化管理態勢
- 3 法令等遵守態勢
- 4 利用者保護等管理態勢
- 5 統合的リスク管理態勢
- 6 信用リスク管理態勢
- 7 資産査定管理態勢
- 8 市場リスク管理態勢
- 9 流動性リスク管理態勢
- 10 オペレーショナル・リスク管理態勢
- 11 会員指導態勢
- 12 前回検査指摘事項に係る改善状況

(注) 検証事項は事前着眼事項の項目を記載

第3 検査対象者の概要(例) (○年○月○日現在)

1 会員数

正会員：000人、准会員：000人、計000人

2 役員数

経営管理委員：00人、理事：00人(常勤0)、監事：0人(同0)、
計00人

3 職員数

0,000人

4 財務状況(○年度末)

資産000億円、負債000億円、純資産000億円

5 損益状況(○年度)

事業損益000億円、経常損益000億円、当期損益000億円

6 ○○法施行令等適合状況(自己資本の基準)

自己資本 ≥ 固定資産＋外部出資－固定資産取得借入金
(000百万円) (000百万円)

(適合)

(注) 「6」は経済事業(漁業協同組合)の記載例

第4 特徴的な取組及び経営上の課題

第5 指摘事項

I 重大な法令違反・不祥事に関する事項

1 ○○○○○○について

(1) ○○○○○○

(2) ○○○○○○

2 ○○○○○○について

(1) ○○○○○○

(2) ○○○○○○

II 上記以外の指摘事項

1 ○○○○○○について

(1) ○○○○○○

(2) ○○○○○○

2 ○○○○○○について

(1) ○○○○○○

(2) ○○○○○○

第6 その他事項

1 意見相違等

2 行政上の参考事項

(注) 1 重大な法令違反に該当する懸念が生じている事項であり、通常の指摘と同列に整理することは適切ではないと検査・監察部長が認めるものについては、「第5 指摘事項」を、「Ⅰ 重大な法令違反・不祥事に関する事項」「Ⅱ」「Ⅲ 上記以外の指摘事項」と区分し、Ⅱに整理をし、事案に応じた事項名を記載するものとする。

また、貯金者データ整備率に関する指摘等、事業に関連して必須不可分の報告事項がある場合は、「第5 指摘事項」を適宜区分して作成する。

2 「第6の2行政上の参考事項」欄には、他の検査対象者では行われていないような取組（検査指摘を踏まえた対応措置を含む。）で優良な取組事項及び組織決定している事項のうち、「第4 課題」には記載していないものの、指導部局及び検査部局ともに承知しておくべきもので、今後取り組むことを予定している事項等を記載する。

3 今回の検査によって明らかとなった事項に関係して、次回検査で確認すべき事項等がある場合で、検査責任者が検査報告書に記載すべきと判断したものについては、第6に「3 検査責任者の所見」を追加して記載する。

4 この要綱第6の3の(21)に定める検査については、

(1) 「第2 検証事項」とし、「1 今回検査における検証事項」及び「2 経営課題に係る検証事項」として記載する。

また、注記は、括弧を付して「2の検証において非違事項が認められた場合は、当該非違事項の背景にある態勢面の整備状況のどこに問題があるか検証した上で、必要に応じて経営管理、信用リスク管理、市場リスク管理等のカテゴリーで指摘する。」と記載する。

(2) 「第4 検査対象者の経営状況等」として記載する。

(3) 「第5 指摘・課題事項」とし、「Ⅰ 重大な法令違反・不祥事に関する指摘事項」、「Ⅱ 上記以外の指摘事項」、「Ⅲ 経営上重要な課題事項」、「Ⅳ 上記以外の課題事項」として記載する。

また、前回検査の指摘事項及び課題事項に係る改善状況を検証及び確認し、これらの状況に問題が認められなかった場合は、「Ⅴ 前回検査指摘・課題事項に係る改善状況等の検証・確認」を追加し、「1 指摘事項」に検証結果、「2 課題事項」に確認結果を記載する。

別紙 1 確認書様式

機密性 2 情報

検査関係者限り

○年○月○日

農林水産省大臣官房検査・監察部

検査責任者 職名 ○○ ○○ 殿

確 認 書

今回の検査（検査基準日：○年○月○日）における別紙確認表の指摘事項については、事実に相違はなく、認識も双方で相違がないことを確認いたしました。

○○県○○○○協同組合連合会

代表理事○○長 ○○ ○○

[作成要領]

代表理事○○長の記名を要するが押印は不要とする。

(別紙)

確 認 表
(信用事業の場合)

(目 次)

1	経営管理（ガバナンス）態勢	
(1)	〇〇〇〇〇〇	○
(2)	〇〇〇〇〇〇	○
2	金融円滑化管理態勢	
(1)	〇〇〇〇〇〇	○
(2)	〇〇〇〇〇〇	○
3	法令等遵守態勢	
(1)	〇〇〇〇〇〇	○
(2)	〇〇〇〇〇〇	○
4	利用者保護等管理態勢	
(1)	〇〇〇〇〇〇	○
(2)	〇〇〇〇〇〇	○
5	統合的リスク管理態勢	
(1)	〇〇〇〇〇〇	○
(2)	〇〇〇〇〇〇	○

6 信用リスク管理態勢

(1) ○○○○○○ ○

(2) ○○○○○○ ○

7 資産査定管理態勢

(1) ○○○○○○ ○

(2) ○○○○○○ ○

8 市場リスク管理態勢

(1) ○○○○○○ ○

(2) ○○○○○○ ○

9 流動性リスク管理態勢

(1) ○○○○○○ ○

(2) ○○○○○○ ○

10 オペレーショナル・リスク管理態勢

(1) ○○○○○○ ○

(2) ○○○○○○ ○

11 会員指導態勢

(1) ○○○○○○ ○

(2) ○○○○○○ ○

確認表

整理番号：〇-〇-〇
 指摘項目：〇〇〇〇
 担当検査員：〇〇〇〇

作成年月日： 〇〇年〇〇月〇〇日
 作成責任者：〇〇理事 〇〇〇〇
 同：〇〇部長 〇〇〇〇

指 摘 事 項	事実（問題）認識

[作成要領]

1. 本表の目的は、検査員の指摘した事項と組合等の事実（問題）認識について、行政庁と組合等の双方にて確認するものである（指摘事項の改善を指示する等の目的で作成するものではない。）。
 なお、軽微なものについては、一括して記載するなど簡略化等を行うものとする。
2. 指摘事項の記載内容が複数の部署にまたがる場合は、作成責任者を併記する。
3. 「指摘事項」は、非違事実を具体的に記載するとともに、その要因となっているガバナンスの不備・欠陥及びリスク管理上の問題点を明確に記載する。
4. 「事実（問題）認識」は、指摘事項（非違事実）の事実認識並びに当該指摘事項に係るガバナンスの不備・欠陥及びリスク管理上の問題認識を具体的に記載する。
5. 本表には、指摘事項及び事実（問題）認識の記載内容を作成責任者と確認の上、事案ごとに作成責任者の記名を要するが押印は不要とする。
6. 検査書作成の効率化の観点から、審査官に提出する場合は、指摘項目ごとに非違事実及び問題点が明瞭となるようエビデンスを整理・添付する。
7. 脚注を記載することも可とする。

別紙2 確認書様式（第6の3の（21））

機密性2情報

検査関係者限り

○年○月○日

農林水産省大臣官房検査・監察部

検査責任者 職名 ○○ ○○ 殿

確 認 書

今回の検査（検査基準日：○年○月○日）における別紙確認表の事項については、事実に相違はなく、認識も双方で相違がないことを確認いたしました。

○○県信用農業協同組合連合会

代表理事○○長 ○○ ○○

[作成要領]

代表理事○○長の記名を要するが押印は不要とする。

(別紙)

確認表
(目次)

I 指摘事項

1 ○○リスク管理

(1) ○○の適正化..... ○

(2) ○○の適正化..... ○

II 課題事項

1 ○○○○○..... ○

2 ○○○○○..... ○

3 ○○○○○..... ○

確認表（指摘事項）

整理番号：I－1
 項目：○○○○
 担当検査員：○○○○、○○○○

作成年月日： ○○年○○月○○日
 作成責任者：○○理事 ○○○○
 同：○○部長 ○○○○

I 指摘事項	事実（問題）認識

〔作成要領〕

1. 本表の目的は、検査員の指摘した事項と連合会の事実（問題）認識について、行政庁と連合会の双方にて確認するものである（指摘事項の改善を指示する等の目的で作成するものではない。）。
 なお、軽微なものについては、一括して記載するなど簡略化等を行うものとする。
2. 指摘事項の記載内容が複数の部署にまたがる場合は、作成責任者を併記する。
3. 「指摘事項」は、非違事実を具体的に記載するとともに、その要因となっているガバナンスの不備・欠陥及びリスク管理上の問題点を明確に記載する。
4. 「事実（問題）認識」は、指摘事項（非違事実）の事実認識並びに当該指摘事項に係るガバナンスの不備・欠陥及びリスク管理上の問題認識を具体的に記載する。
5. 本表には、指摘事項及び事実（問題）認識の記載内容を作成責任者と確認の上、事案ごとに作成責任者の記名を要するが押印は不要とする。
6. 検査書作成の効率化の観点から、審査官に提出する場合は、指摘項目ごとに非違事実及び問題点が明瞭となるようエビデンスを整理・添付する。
7. 脚注を記載することも可とする。

確認表（課題事項）

整理番号：Ⅱ－１
 項目：〇〇〇〇
 担当検査員：〇〇〇〇、〇〇〇〇

作成年月日： 〇〇年〇〇月〇〇日
 作成責任者：〇〇理事 〇〇〇〇
 同：〇〇部長 〇〇〇〇

Ⅱ 課題事項	事実認識

[作成要領]

1. 本表の目的は、検査員が課題とした事項と連合会の事実認識について、行政庁と連合会の双方にて確認するものである（課題事項の改善を指示する等の目的で作成するものではない。）。
2. 課題事項の記載内容が複数の部署にまたがる場合は、作成責任者を併記する。
3. 本表には、課題事項及び事実認識の記載内容を作成責任者と確認の上、事案ごとに作成責任者の記名を要するが押印は不要とする。。
4. 検査書作成の効率化の観点から、審査官に提出する場合は、課題事項の項目ごとの事実が明瞭となるようエビデンスを整理・添付する。
5. 脚注を記載することも可とする。

別記様式 2 - 2 検査報告書（第 7 の 1 関係）

機密性 2 情報

〇〇〇〇株式会社立入検査報告書

〇年〇月〇日

1 検査対象業者

〇〇〇株式会社（代表取締役 〇〇 〇〇）

(1) 所在地：本店
支店

(2) 資本金

(3) 役職員数

(4) 委託者数

(5) 建玉数

(6) 預り証拠金

(7) 加入取引所及び商品市場

2 検査の根拠

(例)

商品先物取引法第 157 条第 1 項及び第 231 条第 1 項

犯罪による収益の移転防止に関する法律第 16 条第 1 項

3 検査の種類

一般検査 又は 特別検査

4 検査実施期間

(1) 通告・現金等実査

本店、〇〇支店： 〇年〇月〇日

(2) 本検査

本店： 〇年〇月〇日から〇月〇日まで（ただし、土曜日及び日曜日を除く。）
の〇日間

5 検査実施機関、検査職員及び事務担当

(通告・現金等実査)

所 属	職 名	氏 名	検査場所

(本検査)

所 属	職 名	氏 名	検査場所	担当

【注】◎：全体主任、●：副主任、S：総務主任、G：業務主任、Z：財務主任

6 検査基準日及び検査対象期間

(1) 検査基準日

総務・業務関係： ○年○月○日

財務関係： ○年○月○日

(2) 検査対象期間

総務・業務関係： ○年○月○日から検査基準日まで

(ただし、顧客等からの苦情等については、 ○年○月○日から検査基準日まで)

財務関係： ○年○月○日から検査基準日まで

7 相手方立会者

役 職 名	氏 名	役 職 名	氏 名

8 検査結果

(1) 法令違反事項

ア。注1

(指摘内容の概要) 注2

.....。

(端緒及び検査の展開) 注3

.....。

(2) 法令違反事項以外の指摘事項

ア。注1

(指摘内容の概要) 注2

.....。

(端緒及び検査の展開) 注3

.....。

(3) 態勢の改善・整備に関する事項

上記(1)及び(2)について、次のとおり態勢上の問題が認められる。

ア。注1

【8－(○)－○】注4

(4) 指摘事項以外の留意事項 注5

ア。注1

(当該事項の概要) 注6

.....。

(端緒及び検査の展開)

.....。

注1：事項が複数の場合、イ、ウ・・・とし続けて記載する。

注2：指摘の根拠を明記。

注3：故意性・組織性等を明確に盛り込む。

注4：どの非違事項に対するものか、番号を記載。

注5：当該事項は検査書に記載しない。

注6：当該事項を記載する根拠を明記する。

(5) 財務検査の内容

ア 法令違反事項

検査対象業者における法定比率等は、次のとおりであり、法令違反がないことを確認した。

項 目	財務比率等	備考
純資産額		1億円以上
委託者等資産保全措置率		
商品市場における取引		100%以上
外国商品市場取引		100%以上
店頭商品デリバティブ取引		100%以上
純資産額規制比率		届出140%以上 法定120%以上
流動比率		100%以上
負債比率		50倍以下

イ 法定比率等の算出

(ア) 純資産額等の評価

項 目	金 額 (円)
簿価による純資産額	
控 除 額	
加 算 額	
評価後の純資産額	
(必要純資産額)	

(イ) 顧客財産保全措置の評価

① 商品市場における取引

項 目	金 額 (円) ・ 率 (%)
-----	-----------------

保全対象財産額	
委託者資産保全措置額	
委託者資産保全措置率	

注：保全対象財産額がマイナスの場合は「－」として、委託者資産保全措置率も「－」とする。

② 外国商品市場取引

項 目	金 額 (円) ・ 率 (%)
保全必要財産額	
委託者資産保全措置額	
金銭等	
有価証券等	
委託者資産保全措置率	

注：保全必要財産額がマイナスの場合は「－」として、委託者資産保全措置率は「－」とする。

③ 店頭商品デリバティブ取引

項 目	金 額 (円) ・ 率 (%)
保全必要財産額	
委託者等資産保全措置額	
金銭等	
有価証券等	
委託者等資産保全措置率	

注：保全必要財産額がマイナスの場合は「－」として、委託者等資産保全措置率は「－」とする。

(ウ) 純資産額規制比率の評価

項 目	金 額 (円) ・ 率 (%)
資 産 計 (A)	
負 債 計 (B)	
純 資 産 額 (C = A - B)	
リスク相当額 (D)	
純資産額規制比率 (C / D)	

9 講評の内容

- (1) 日 時
- (2) 場 所
- (3) 出席者
- (4) 講評内容
- (5) 検査対象業者の意見

別記様式 3－1 検査書（第 7 の 2 の（2）関係）

検査書の標準構成は、次によるものとし、様式は別記様式 2－1 「検査報告書」に準じて作成するものとする。

第 1 検査の要領

第 2 指摘事項

別添 検査結果取りまとめ表

「備考」

1. 検査書を検査対象者に交付する場合は、別紙の例による。
2. この要綱第 6 の 3 の（21）に定める検査については、「第 2 指摘・課題事項」とする。
3. 「検査結果取りまとめ表」は、作成した場合に添付する。
ただし、この要綱第 1 の 1 の（7）に定める者については、添付を要しない。
4. 省庁間外へ交付する場合には、「機密性 2 情報」を削除。

別記様式 3－2 検査書（第 7 の 2 の（2）関係）
（表紙）

〇〇限り・複製禁止

機密性 2 情報

注：省庁間外へ交付する場合には、「機密性 2 情報」を削除。

検 査 書

目 次 注：ページ数が少ない場合は略。

- 第 1 検査の概要
- 第 2 指摘事項
 - 1 法令違反事項
 - 2 法令違反事項以外の指摘事項
 - 3 態勢の改善・整備に関する事項

第 1 検査の概要

1 検査対象業者

〇〇〇株式会社

2 検査の根拠

(例)

商品先物取引法第 157 条第 1 項及び第 231 条第 1 項

犯罪による収益の移転防止に関する法律第 16 条第 1 項

3 検査の種類

一般検査 又は 特別検査

4 検査実施期間

(1) 通告・現金等実査

本店、〇〇支店： 〇年〇月〇日

(2) 本検査

本 店： 〇年〇月〇日から〇月〇日まで（ただし、土曜日及び日曜日を除く。）の〇日間

5 検査実施機関及び検査職員

〇〇〇〇省〇〇〇〇〇

検査責任者 〇〇〇〇事務官 〇〇 〇〇

〇〇〇〇技官 〇〇 〇〇

〇〇〇〇事務官 〇〇 〇〇 外〇名

〇〇〇〇局

〇〇〇〇事務官 〇〇 〇〇 外〇名

〇〇〇〇省〇〇〇〇〇

〇〇〇〇事務官 〇〇 〇〇

〇〇〇〇技官 〇〇 〇〇 外〇名

〇〇〇〇局

〇〇〇〇技官 〇〇 〇〇

注：全体主任を最初に記載し、以下、通告書と同様に記載。

6 検査基準日及び検査対象期間

(1) 検査基準日

総務・業務関係： 〇年〇月〇日

財 務 関 係： ○年○月○日

(2) 検査対象期間

総務・業務関係： ○年○月○日から検査基準日まで

(ただし、顧客等からの苦情等については、 ○年○月○日から
検査基準日まで)

財 務 関 係： ○年○月○日から検査基準日まで

第2 指摘事項

1 法令違反事項

(1)

2 法令違反事項以外の指摘事項

(1)

3 態勢の改善・整備に関する事項

上記1及び2について、次のとおり態勢上の問題が認められる。

(1)

【第2-○-(○)】

注1：上記1から3まで非違事項がない場合は略。

「備考」

検査書を検査対象者に交付する場合は、別紙の例による。

別紙 検査書を交付する場合の例

(例 1) 検査対象者に対する検査書の交付例

番 号
年 月 日

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

代表理事（会長、理事長） ※宛

農林水産省大臣官房検査・監察部長
(内閣府沖縄総合事務局長)

〇〇〇〇〇〇法第〇〇条第〇項の規定に基づく検査の結果について

〇〇〇〇〇〇法（〇〇〇年法律第〇号）第〇〇条第〇項の規定に基づき実施した
検査結果を別添検査書として交付する。

※ 代表理事等の個人名を記載することも可

(例２) 農林水産省検査で検査対象者に直接手交する場合の例

番 号
年 月 日

〇〇〇知事 宛

農林水産省大臣官房検査・監察部長
(内閣府沖縄総合事務局長)

〇〇〇〇〇〇法第〇〇条第〇項の規定に基づく検査の結果について

〇〇〇〇〇〇法（〇〇〇年法律第〇号）第〇〇条第〇項の規定に基づく〇〇都道府県〇〇〇〇〇〇に対する検査を実施したので、その検査の結果を通知する。

本検査結果については、〇〇〇〇〇〇〇〇〇代表理事（会長、理事長）に直接手交したので、了知願いたい。

(例３) 農林水産省検査で都道府県を經由して交付する場合の例

番 号
年 月 日

〇〇〇知事 宛

農林水産省大臣官房検査・監察部長
(内閣府沖縄総合事務局長)

〇〇〇〇〇〇法第〇〇条第〇項の規定に基づく検査の結果について

〇〇〇〇〇〇法（〇〇〇年法律第〇号）第〇〇条第〇項の規定に基づく〇〇都道府県〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の検査を実施したので、その検査結果を通知する。

また、本検査結果については、別添のとおり同〇〇〇〇〇〇〇〇代表理事（会長、理事長）宛て通知することとしたので、当該代表理事（会長、理事長）に手交されたい。

別添様式

検査対象者と検査員との考え方の相違

項 目	検査対象者の考え方	検査員の考え方